

足寄町立学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足寄町立小・中学校通学区域に関する規則（平成5年教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、足寄町立学校の小規模特認校制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模特認校」とは、恵まれた自然環境の中で少人数を生かした特色ある教育活動を展開する小学校であって、次条に規定するものをいう。

2 この要綱において「通学区域」とは、規則に規定する通学区域をいう。

3 この要綱において「特認入学」とは、児童が小規模特認校に通学区域の区域外から通学するため入学（転入学を含む。以下同じ。）することをいう。

(小規模特認校)

第3条 足寄町立学校の小規模特認校は、足寄町立大誉地小学校とする。

(対象児童)

第4条 特認入学の対象となる児童は、町内に在住するものであつて、町内小学校就学予定児童及び町内小学校在学児童とする。ただし、足寄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

(入学要件)

第5条 特認入学に際しての児童及び保護者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通学は、一切児童の保護者の責任の下に行い、その費用についても保護者の負担とすること。
- (2) 児童の心身の状況が通学に耐えられること。
- (3) 保護者は、小規模特認校の教育活動及びP T A活動等について十分理解し、積極的に協力すること。

(入学時期)

第6条 特認入学の時期は、原則として4月1日とする。

(入学期間)

第7条 特認入学の期間は、原則として、1年以上の期間とし、夏季、冬季間、その他短期間の時期に限定した転入学は、認めないこととする。

(入学手続)

第8条 特認入学の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特認入学しようとする場合は、現在通学している学校の校長（以下「在籍校長」という。）を通じて、教育委員会に、小規模特認校特認入学申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。なお、就学予定児童については、申請書を直接教育委員会に提出するものとする。

- (2) 在籍校長は、前号の申請書と当該児童に係る在籍校長意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）を教育委員会に提出するものとする。
- (3) 小規模特認校の校長は児童及びその保護者との面談を実施し、その結果について教育委員会に面談結果書（様式第3号）を提出するものとする。
- (4) 教育委員会は、申請書、意見書及び面談結果書に基づき審査し、許可又は不許可を保護者に小規模特認校特認入学許可・不許可通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(募集人数)

第9条 特認入学の募集人数は、小規模特認校の実態に応じて決定するものとし、特認入学希望者のうち許可の決定すべき者の数が募集人数を超えた場合は、原則として抽選により決定するものとする。

(入学の取消し)

第10条 教育委員会は、特認入学の許可後において、申請書に記載の事実と相違があるとき、その他特認入学の趣旨に合わないと認めたときは、当該特認入学の許可を取り消すことができる。

2 前項により取消しの決定をした場合は、教育委員会は保護者に小規模特認校特認入学取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 特認入学の手続その他必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。